

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1934号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特例支給公署）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（世帯主である職員）</p> <p>第3条 一般職員給与条例第27条第2項の表及び市町村立学校職員給与条例第28条第2項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）扶養親族（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの並びに一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者</p> <p>（2）（略）</p> <p>（扶養親族のある職員に含まない職員）</p> <p>第4条 一般職員給与条例第27条第2項の表備考及び市町村立学校職員給与条例第28条第2項の表備考の「<u>単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）</u>」は、一般職員給与条例第19条第1項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と一般職員給与条例別表第8に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第9条第1項第2号において「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（確認）</p> <p>第9条 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住</p>	<p>（特例支給公署等）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 <u>一般職員給与条例第27条第1項第2号及び市町村立学校職員給与条例第28条第1項第2号の人事委員会規則で定める区域は、職員の在勤する公署又は学校等に応じ、別表に掲げる区域とする。</u></p> <p>（世帯主である職員）</p> <p>第3条 一般職員給与条例第27条第2項の表及び市町村立学校職員給与条例第28条第2項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）扶養親族（一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者</p> <p>（2）（略）</p> <p>（扶養親族のある職員に含まない職員）</p> <p>第4条 一般職員給与条例第27条第2項の表備考及び市町村立学校職員給与条例第28条第2項の表備考の「<u>単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）</u>」は、一般職員給与条例第19条第1項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と一般職員給与条例別表第8に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第9条第1項第3号において「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（確認）</p> <p>第9条 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住</p>

<p>居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。</p> <p>(1) <u>職員の在勤する公署又は学校等が別表に掲げる公署又は学校等である場合 当該職員の住居の所在地</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第2条 寒冷地手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

所 在 地	公 署 及 び 学 校 等
柏 崎 市	柏崎警察署北条駐在所 柏崎警察署広田駐在所 柏崎警察署新道駐在所 柏崎警察署鯖石駐在所 新道小学校 鯖石小学校 北条小学校 南中学校 第五中学校 北条中学校 東部地区学校給食共同調理場
新 発 田 市	愛鳥センター紫雲寺さえずりの里 新発田地域振興局地域整備部内の倉分室 新発田地域振興局地域整備部加治分室 新発田警察署赤谷駐在所 新発田警察署菅谷駐在所 新発田農業高等学校長峰農場 新発田竹俣特別支援学校
加 茂 市	三条地域振興局地域整備部下条分室 加茂警察署黒水駐在所 七谷小学校 七谷中学校 七谷共同調理場
村 上 市	森林研究所 村上地域振興局地域整備部三面分室 村上警察署早川駐在所 村上警察署猿沢駐在所 朝日みどり小学校 朝日さくら小学校 高南学校給食共同調理場
燕 市	燕警察署小池駐在所 分水高等学校 小池小学校 島上小学校
五 泉 市	五泉警察署川東駐在所 川東小学校 巢本小学校 川東中学校

上越市	<p>技術管理課上越駐在所 管理課上越分室 上越家畜保健衛生所 上越地域振興局（健康福祉環境部、児童・障害者相談センター、地域整備部 正善寺分室、直江津港湾事務所及び一般職員給与条例別表第8に掲げる地域 内に所在する公署を除く。） 上越教育事務所 少年課少年サポートセンター上越支所 上越警察署高田交番 上越警察署上越妙高駅前交番 上越警察署高田駅前交番 上越警察署高田東交番 上越警察署灰塚駐在所 高田高等学校 高田北城高等学校 高田南城高等学校 高田農業高等学校 上越総合技術高等学校 高田商業高等学校 長岡聾学校高田分校 吉川高等特別支援学校 高田特別支援学校 上越特別支援学校 大手町小学校 南本町小学校 黒田小学校 飯小学校 稲田小学校 和田小学校 大和小学校 三郷小学校 戸野目小学校 上雲寺小学校 大町小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 城東中学校 城西中学校 雄志中学校</p>
阿賀野市	<p>阿賀野警察署安田交番 阿賀野警察署出湯駐在所 阿賀野警察署笹神駐在所 笹岡小学校 安田中学校 笹神中学校 安田学校給食センター</p>
胎内市	<p>新発田地域振興局地域整備部胎内分室 胎内警察署胎内駐在所 黒川中学校</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(改正条例附則第9項の規定による寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この項及び次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 改正条例 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第3号）をいう。
 - (2) 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第6項第2号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第6項第3号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (4) 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第6項第4号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
- 3 改正条例附則第9項の適用を受ける特定旧寒冷地等在勤等職員に対しては、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして改正条例附則第7項及び第8項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。